⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、平成31年４月26日において次の要件を満たすものとする。

①　平成16年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記㋐の要件を満たす建築一式（躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築（増築にあっては増築部分とする。））工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。

㋐

１．建物用途　下記のａ）、ｂ）、ｃ）又はｄ）のいずれかに該当する施設

ａ）同種施設　事務所・庁舎

ｂ）類似施設　事務室（上級室を含む。）、会議室、研修室、人文科学系の研究室及びこれらに類する室（教室及び実験室を除く。）の合計面積（これらに付属する共用部分を含む。）が、申請する建物の延べ面積の１／２を超える建物

ｃ）複合用途施設１　「ａ）同種施設」と認められる部分の床面積が、要件として設定する「延べ面積」以上ある建物　複合用途施設とは、用途が２以上ある建物とする。

ｄ）複合用途施設２　「ａ）同種施設」と認められる部分の床面積が、申請する建物の延べ面積の１／２を超える建物　複合用途施設とは、用途が２以上ある建物とする。

２．構造　鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（コンクリート充填鋼管構造は含まない）地上５階以上

３．延べ面積　20,000㎡以上（申請する施設が複数棟の場合はそのうち１棟の延べ面積とする。また、増築にあっては増築部分の延べ面積とする。）

ただし、申請できる同種工事の施工実績は１件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請された全ての工事を実績として認めない。

なお、当該実績が地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。

特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が上記㋐の施工実績を有し、他の構成員は下記㋑の要件を満たす建築一式（躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築（増築にあっては増築部分とする。））工事の施工実績を有すること。

㋑

１．構造　鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（コンクリート充填鋼管構造は含まない）

２．延べ面積　6,000㎡以上（申請する施設が複数棟の場合はそのうち１棟の延べ面積とする。また、増築にあっては増築部分の延べ面積とする。）

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　建設業法の建築工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、２社の場合は30％、３社の場合は20％以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

７　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い６⑴①の認定（６⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴①の認定を受けていない構成員が６⑴①の認定を受けることが必要である。

なお、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。また、この場合において、６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６⑴①の認定を受けていないとき又は６⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（６⑴①の局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

８　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

９　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「市ヶ谷警察総合庁舎⑲建築その他工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成31年４月12日

国立研究開発法人森林研究・整備機構

森林整備センター　所長　猪島　康浩

◎調達機関番号　806　◎所在地番号　14

１　調達内容

⑴　品目分類番号　15、71、29

⑵　件名及び数量　森林整備センターＷＡＮ回線網更新業務　一式

２　意見の提出方法

⑴　提出期限　平成31年５月10日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒212―0013 神奈川県川崎市幸区堀川町66番２号　興和川崎西口ビル11階　国立研究開発法人森林研究・整備機構　森林整備センター森林管理部企画管理課　髙倉　利仁・工藤　倫史　電話044―543―2503

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　平成31年４月12日から平成31年５月10日

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ

４　その他　意見等は日本語に限る

５　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 15, 71, 29

⑵　Nature and quantity of the products to be required : Lease of Wide Area Network and maintenance, 1 set

⑶　Time-limit for submission of comments : 17 : 00　10 May 2019

⑷　Contact point for the notice : Toshihito Takakura, Tomofumi Kudo, Planning and Management Division, Forest Management Center, Forest Research and Management Organaization, Kouwa Kawasaki Nishiguchi Building 11F 66―2 Horikawa-cho Saiwai-ku Kawasaki-shi, Kanagawa-ken 212―0013 Japan, TEL 044―543―2503